

川崎市公告第909号

J F E 扇島火力発電所更新計画に係る法対象事後調査報告書（供用時）について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第71条第1項の規定に基づく法対象事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第71条第2項において準用する同条例第35条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第69条第3項において準用する同条例施行規則第39条に定める事項について、次のとおり公告します。

令和8年5月29日

川崎市長 福田 紀彦

法対象事後調査報告書（供用時）について

1 法対象事後調査実施者

名 称：J F E スチール株式会社

代表者：代表取締役社長 広瀬 政之

所在地：東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

2 法対象事業の名称及び種類

(1) 名称

J F E 扇島火力発電所更新計画

(2) 種類

既設汽力を廃止し、ガスタービン及び汽力（ガスタービンコンバインドサイクル発電）を新設

3 法対象事後調査報告書（供用時）の要旨

(1) 法対象事業の概要

(2) 事後調査

(3) 資料編

4 法対象事後調査報告書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期間

令和8年5月29日（金）から令和8年6月29日（月）まで

(2) 場所

川崎区役所（2階）、田島支所仮庁舎（2階）、環境局環境対策部環境評価課（川崎市役所本庁舎20階窓口⑥）

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで（環境局環境評価課は午後5時15分まで）

土曜日、日曜日は除きます。

ただし、川崎区役所は第2・4土曜日の午前8時30分～午後0時30分は行います。

※すべての縦覧場所で、縦覧開始日（5月29日）は午前10時から縦覧を行います。